

会議名称	平成27年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成27年7月28日(火) 14時00分から16時00分まで	
場所	杉並区役所 第5・6会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	茶谷会長、新保部会長、石川委員、井上委員、大澤委員、小林(陽一)委員、斎藤委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、大泉委員、川野委員、小林(ゆみ)委員、富田委員、渡辺委員、北島委員、長谷川委員
	実施機関	日暮区民課長、神保生活衛生課長、渡辺特命事項担当参事、大澤課税課長、出保障害者施策課長、末木国保年金課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会[制度概要・関係例規] ・資料2 平成27年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料3 平成27年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料4 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・会議次第 ・マイナンバー制度についてのパンフレット

【会議内容】

- 1 平成27年度第1回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第3号	平成26年度 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告	報告了承
報告第4号	平成26年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
報告第5号	平成26年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告了承
報告第6号	平成26年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
報告第7号	平成26年度 小型電子計算組織利用報告	報告了承
諮問第10号	生活衛生システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加・変更)	決 定
諮問第11号	基幹統計調査に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第12号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部結合について(追加)	決 定
諮問第13号	住民税賦課徴収伝送システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定

(裏面に続く)

報告第 8 号	障害児通所施設に関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第 14 号	障害児通所施設に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
一般報告	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について	報告了承
諮問第 9 号	後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定

情報・法務担当部長	<p>皆様、本日は大変御多忙の中、当審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日の審議会ですが、任期満了に伴います委員の改選後、初めての会合ですので、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。情報・法務担当部長の牧島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、お配りをしております会議次第に基づき、進めさせていただきます。次第の 2、委嘱状の伝達、区長挨拶です。改めまして、本日は大変御多忙の中、またお暑い中御出席いただきまして、ありがとうございます。また、皆様には今期の委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様にお渡しいたします委嘱状ですが、既にテーブルの上に配布させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思っております。なお、この度の委嘱に当たりまして、本来であれば区長の田中から御挨拶を申し上げるところですが、急きょ所用が入りましたので、恐縮ですが、私から御挨拶をさせていただきます。</p> <p>杉並区には、審議会という名前の付きます、様々な付属機関がございますが、この杉並区情報公開・個人情報保護審議会は、昭和 62 年（1987 年）に設置されました、大変歴史のある審議会でございます。既に四半世紀以上にわたり、杉並区の情報公開制度、個人情報保護制度の適正な運用につきまして、御審議をいただいております。その間に多くの貴重な御意見を頂戴いたしまして、様々な区政に反映してまいりましたところがございます。最近、情報のセキュリティということをめぐるしまして、様々な話題が報じられておりますけれども、区は、区が管理する情報、取り分け個人情報の保護には最大限の配慮を行い、適正かつ厳格な管理運用に努めているところでございまして、こうした姿勢は今後とも変わるところはございません。委員の皆様におかれましては、こうした区の姿勢を御理解の上、様々な御意見やお知恵を頂戴いただければ、大変ありがたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、次に次第の 3 に移らせていただきます。今期の委員の皆様、簡単な自己紹介をお願いいたしますと存じます。なお、本日は河津委員から、都合により欠席という御連絡をいただいているところでございます。それでは席上に配布しております委員名簿の順に、お願いいたしますと存じます。</p>
委員	各委員から自己紹介
情報・法務担当部長	<p>どうもありがとうございました。続きまして、事務局の職員につきましても紹介をさせていただきたいと思っております。私、情報・法務担当部長の牧島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局職員	事務局職員から自己紹介
情報・法務担当部長	<p>それでは次第の 4、会長及び会長職務代理の選出に移らせていただきます。会長の選出ですが、情報公開・個人情報保護審議会条例には、会長は委員の</p>

	互選により定める、と規定されておりますが、いかがいたしましょうか。御意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。
委員	私は自己紹介を伺っております、茶谷委員を推薦したいと思います。茶谷委員は、学識経験者として非常に高い見識をお持ちと伺っておりますので、会長として適任だと思います。
情報・法務担当部長	ありがとうございました。ただいま茶谷委員を会長に、という御意見でございますが、皆様いかがでございますでしょうか。
	(異議なし)
情報・法務担当部長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、茶谷委員に会長をお願いいたしまして、これからの進行をお願いいたしたいと思います。それでは茶谷委員、会長の席にお移りいただきたいと存じます。
会長	御指名いただきました、茶谷でございます。せん越でございますが、せっかくの御指名でございますので、務めさせていただきたいと思っております。杉並区は、先ほど部長の御挨拶にありまして、個人情報保護については重点施策の1つとして、かねてから取り組まれており、指名された重みをひしひしと感ずるところでございます。皆様方の御協力をいただきまして、務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。 実は、会長職務代理、会長に事故がありましたときに、代わりを務めていただく方でございますが、審議会条例によりまして、会長が指名させていただくことになっております。つきましては、区の御事情も大変深くご存知でいらっしゃる、北島委員をお願いいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。これは会長が、条例上指名することになっておりますので、皆様方、どうぞよろしくお願いいいたします。
北島委員	よろしくお願いいいたします。
会長	それでは審議会の所掌事項につきまして、事務局より御説明をお願いします。
審議会の所掌事項について	
情報政策課長	審議会の所掌事項について説明する。
会長	何か今の報告で、御質問ございますでしょうか。よろしいですね。ないようですので、次に進めさせていただきます。 それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第でお配りしたとおり、まず前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。なお、会議録については、当審議会会議録の作成方法と、平成27年度第1回会議録の取扱いについて、まず事務局からの説明を伺ってから、御意見を頂くということにしたいと思っておりますので、事務局からよろしくお願いいいたします。
情報政策課長	会議録の作成方法について説明する。
会長	何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですね。前回の会議録についての訂正箇所、その他、御意見ございますでしょうか。

	<p>内容については、よろしいでしょうか。ないようですので、平成 27 年度第 1 回会議録については、確定させていただきます。</p> <p>次に、諮問報告事項について、審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	<p>御覧のとおり、担当部長から諮問を受けました。なお、諮問第 15 号、最後の欄ですが、予防接種に関する業務の特定個人情報保護評価第三者点検については、個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 に基づき設置する部会で、第三者点検を行い、その内容について平成 27 年度、第 3 回審議会において答申してまいりたいと思います。</p> <p>報告諮問事項から、審議に入りたいと思います。初めに、報告第 3 号から報告第 7 号まで、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 3 号、報告第 4 号、報告第 5 号、報告第 6 号、報告第 7 号	
区民課長	報告第 3 号について説明する。
情報政策課長	報告第 4 号、報告第 5 号について説明する。
情報システム担当課長	報告第 6 号について説明する。
情報政策課長	報告第 7 号について説明する。
会長	<p>これから皆様方に、御質問や御意見を頂戴するのですが、御発言いただくときに、会議録を御覧いただいたとおり、大変細かく記述していただいております。作成に当たって非常に困るのは同時発言、この場合にはどれを取っていいかわからない。それから発言の内容で、熱を持ってまいりますと、指名される前にキャッチボールが始まりまして、どなたがどういう発言をされたかわからなくなって、事務局が議事録作成に大変困るのです。そういう意味で、大変恐縮でございますけれども、同時発言、キャッチボールをやめていただくために、会長から指名させていただいた方に御発言いただきたい。そのためには挙手いただいて、そして指名されたら御発言いただくというルールを、是非お願いします。これは事務局も同じです。無断で発言するということは、慎んでもらうことについて、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、諮問については、審議会の意思を明確にする必要がありますので、御質問いただいた後、諮問について賛否を明確にしてもらいます。賛成の場合に、御意見があれば、それを添付しなくてははいけませんので、質問とごちゃごちゃになりますと、その意思が明確になりませんので、御質問いただいた後、質問を打ち切りましたら、今度意見を頂きます。質問は、この資料及び事務局の説明及び制度等の、バックグラウンドを成す様々な条件に、自由に御質問いただいて結構です。ただし、御意見については、区長諮問の内容についての是非で、お願いしたい。報告については、時間の節約もありますので、質問と御意見は同時にいただいて、結構です。諮問は繰り返しお願いしますが、質問をしていただいて、打ち切ったら、あとは御意見を頂戴する</p>

	<p>形で、進めさせていただきたいと思いますので、御協力のほどお願いいたします。</p> <p>それでは、これは報告でございますので、どうぞ御質問及び御意見がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>報告7の10ページの資料、庁舎内のシステム全てをこちらに記載していると思います。これは今、こうやって一覧で出ているということは、一覧で管理されているということだと思います。余り細かなくてもいいのですが、こういったシステムの仕様というか、中身は、どういう情報を入力して、どういう情報のアウトプットがあつて、どういう処理内容になっているのか、といった仕様書みたいなものは、どのように管理されているのですか。あるものも、ないものも、あるのですか。それとも全てそういう仕様書があつて、どういう情報の動きになっているというのを、把握しているのでしょうか。その辺確認させてください。</p>
情報政策課長	<p>後ほど諮問事項にもございますが、個人情報扱うシステムについては、電算入力記録票というのを作っています。ですから、入力される項目については、一つ一つ管理しているということです。個人情報を扱わないシステムについては、審議会には諮問いたしません、報告を受けて把握しているという状況です。</p>
委員	<p>個人情報を扱うシステムと、個人情報を扱わないシステムの、区別がしてあるということと、あとは個人情報を扱うシステムについては全て、この個人情報審議会に報告をしているので、基本インプット、アウトプット、どういう処理が行われているかというのは、庁舎内できちんと把握している。個人情報を扱わないと言われているものについては、インプット、アウトプット、処理内容とかはきちんと確認できていますか。というのは、もしかしたら、個人情報を扱っていないと思っているシステムでも、個人名が入っていたとか、そういうのはどこでチェックしているのかと思ひまして。</p>
情報政策課	<p>小型電算システムに関しては、まずシステムを登録するに当たりまして、個人情報がある、なしにかかわらず、小型電子計算機の、登録の申請書を提出しています。その内容については業務内容、使う機会、今おっしゃったように処理件数、諸々の項目を申請しています。その申請をした、小型電算システムについて、どのような処理を行ったかということを、毎年報告書で聴取しております。その内容によって担当である情報政策課で、確認を行っています。</p>
委員	<p>各部署から、自己申告的にそのシステムの内容を報告してもらって、それを見て、確認しているということですか、今の説明だと。</p>
情報政策課	<p>基本的にはそうです。報告書では、小型電算システムの申請のとおり処理を行っているということと、その処理結果について、報告しております。内容についてはそれと別に、毎年セキュリティに関する自己点検も合わせて行っておりますので、その自己点検内容については情報政策課のほうで、また個別に内容を点検しているところです。</p>

委員	<p>ということは、今の説明だと、処理した内容、例えば帳票を出すようなプログラムシステムだと、その帳票をアウトプットした結果も、見ているということになるのですか、その部署ではない方々が。</p>
情報政策課	<p>細かい帳票の内容については、そこまで点検は行っておりません。</p>
委員	<p>私もシステムを作る側にいた人間なので、予期せぬ情報が入ってくるというのが情報の漏えいであったりとか、また、システムの障害になったり等しているの、これら全てをつぶさに全部見るというのは、すごく大変かもしれません。その辺の、自己申告だけに頼らない意識づけ、というような部分も含めて、システムの情報、個人情報取扱いというのは、改めて考えていただければというふうに思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。ないようですね。</p> <p>今、委員から言われた個人情報が入ってないと思うけども、場合によっては入ってくる可能性もあるというようなことは、特に慎重に取り扱っていく必要があるわけで、今後事務局として十分留意をして、運用していただきたい。</p> <p>本件については報告を受けたということで、いかがでしょうか。御異議がなければ、そのように取り扱させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に、諮問第 10 号・11 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 10 号、諮問第 11 号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第 10 号について説明する。</p> <p>諮問第 11 号について説明する。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは、まず、御質問を頂戴いたしたいと存じます。</p> <p>議員の方、御質問が多いのですが、いかがですか。区民代表の皆様方、あつたらどうぞ御遠慮なく。</p>
委員	<p>すみません、何か私だけ喋っているようで申し訳ありませんが、諮問 10 について確認させていただきます。電算入力の効果のところ、「入力作業と紙台帳への記入との二重管理状態が解消される」というふうに書いてあるのですが、基本的にはこの 6 つの元々あるシステムを統合して、効率化を図るのが内容で書かれています。二重管理状態を解消するために、システムを統合するという意味合いではないのというのを、まず確認させてください。</p>
生活衛生課長	<p>システムを新しくすることによって、効率化するということもありますが、現在のシステムは、システムと紙台帳と、2 つに分かれている部分がありますので、そういう意味で記載させていただいております。</p>
委員	<p>では、基本的には 6 個のシステムを、一緒のシステムに作り変えるというのが、効率的なやり方なのということですか。</p>
生活衛生課長	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>紙台帳で、現在管理しているものというのは、どのシステムのどの部分なのかを、教えていただければと思います。</p>
生活衛生課長	<p>今全てを、把握しているわけではないのですが、一番多い業務ですと、医務衛生監視になります。新たな項目ですと、畜犬のこう傷事故になります。</p>

委員	新しくシステムを作って、4つのサブシステムにすると、この紙台帳を改めて入力し直す作業も、発生するのでしょうか。それとも今までのものは紙台帳で管理して、新しく発生したものだけ入力していく、ということになるのでしょうか。
生活衛生課長	医務衛生監視の項目については、新たに入力することになりますが、他の業務は現在のデータが移行できます。
委員	改めてその入力、犬というのは、畜犬登録約2万2,000件になるのでしょうか。
生活衛生課長	畜犬については、先ほど申し上げました、こう傷事故、犬が咬んだというような事故は、新たにシステムに入力します。その他の情報については、既にデータ化されているということです。
委員	それでは、そのデータ移行的なものは、そんなに大量ではないという認識なのでしょうか。
生活衛生課長	そのとおりです。
委員	すみません。ちょっと個人情報とは違うような観点の、お話になってしまったのですが、というのは大量にデータ入力がある場合、職員の方ではなくて、外部の方に委託をするという話になるのかと思ったので、その辺を確認させていただきました。 あと、セキュリティの対策ですが、改めて「職員用のパソコンを利用し」と書かれておりますが、このパソコンは、インターネット回線につながるようなパソコンなのでしょうか。
生活衛生課長	現在、情報政策課等とも検討しているところですが、インターネットにつながるものにする方向で、検討しているところです。
委員	個人情報の漏えいが一番危険だと言われるのは、やはりインターネット回線につながっているときに、年金の情報漏えいもそうでしたが、メールなど不要なというか、不適切なファイルが送られてきて、それを開いてしまったために漏えいした、というのがありますので、「方向で検討している」ではなくて、インターネット回線に接続が不要であれば、それは回線に接続しないという方向で、しっかりと実施していただきたいと思います。
会長	ほかにございますでしょうか。
委員	諮問事項11の、事務事業の概要についての質問ですが、国勢調査令の改正ということで、今度共同住宅について、管理会社や法人等に対して委託できるとあるのですが、場合によっては自主管理的な、人格なき法人が管理している共同住宅等もあると思います。そういう団体も、管理会社とか法人という位置づけになるのでしょうか。
特命事項担当参事	この制度は基本的には、株式会社とか、社会福祉法人とか、そういう法人を対象としています。法人化されていない管理組合等への委託は、難しいのではないかと思います。
委員	そうしましたら、飽くまで一般的に共同住宅が委託した、受託を受けてい

	る法人、株式会社とか、そういった組織ということで、理解してよろしいでしょうか。
特命事項担当参事	この制度の対象となるのは、マンションのみで1調査区を形成しているような、大体50～60世帯ぐらい以上の、大きなマンションの管理会社となります。一般的には大手のマンション業者とか、法人であれば特養とか病院とか、そういう施設が対象になっています。今のところ委託するのは、17か所の予定ですが、そのうちマンションは2か所ぐらいです。ほとんどは特養とか有料老人ホームで、そういう所との委託がメインという状況です。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかにございますでしょうか。
委員	諮問11に関してなのですが、まず基本的なところで教えていただきたいのが、この国勢調査令が改正された背景というのは、どういったところからだったのでしょうか。
特命事項担当参事	国勢調査が始まって20回になりますけれども、やはり始まった当初に比較して、個人情報、プライバシーの意識の高まりとか、マンションもオートロックマンションとか、いろいろな形態が出てきました。調査員が個々の自宅を訪問してもなかなか会えないとか、住所、名前が全然分からないというようなことで、なるべく調査員の事務の負担とか、国勢調査を円滑に行うために、全国の自治体から国のほうへいろいろな要望が出されて、国のほうでそれに応えたということでございます。
委員	そうすると、実際にその改正に伴って、杉並でも外部委託をする、というのも同様の理由ということで、よろしいのでしょうか。
特命事項担当参事	基本的にはそうでございます。ただ、従来どおりの、調査員がやっている所がほとんどでございますので、委託で契約するという所は、先ほど申し上げましたように17か所程度で、ほとんどが特養とか、病院とか、そういう所でございます。
委員	そうすると、今度その具体的な部分ですが、22ページに、委託する調査員事務の概要というのがありますが、インターネット回答を利用する、ということが、まず1つあると思います。あとは、すごい基本的なことかもしれませんが、今までは手渡しとか、会えない場合などポストに入れるということを行っていたのだと思います。郵送で回答するのは、今までと同様これからも、行われるということですか。
特命事項担当参事	基本的に、郵送で回答するというのは、前回も行っていますが、今回は最初にオンラインで回答していただいて、その後オンライン回答のなかった方には、紙の調査表で回答をお願いしております。
会長	ほかにございますか。どうぞ。
委員	同じく諮問11なのですが、社会福祉施設の中に、障害者の施設は入っているのでしょうか。
特命事項担当参事	障害者施設も対象になりますが、今回17か所の中には入っていません。あ

	る程度人数が多いところだと、事務の軽減になるとか、それぞれ施設の中で判断していただいていると思いますが、今回はありません。
委員	分かりました。
会長	お待たせしました、どうぞ。
委員	同じく、諮問 11 号についてですが、先ほど共同住宅の管理会社等をお願いする場面も、現実的にはそんなに数が多くないというお話だったのですが、杉並区内にも世帯数が多いマンションがたくさんあると思うのです。そのうち、そこを委託するかしないかの基準というのは、あるのかどうか。また、委託することが適正なのか適正ではないのか。あと委託をした上で、回答にどのくらいの正確性を担保しているのか。その 3 点についてお伺いできればと思うのですが。
特命事項担当参事	今回、初めて委託で行うということで、それぞれの施設のほうではいろいろ判断すると思いますが、事務的な作業が、紙で今までどおりやるよりも、まとめてやったほうが楽だとか、いろいろあると思います。今までは、会社の従業員が調査員をした場合、従業員に謝礼を払っていましたが、会社のほうに払ってもらいたいというケースが、かなりありました。そういう意味では、今回初めて委託契約を結ぶことによって、株式会社あるいは法人へ支払いをすることが、今後 5 年、10 年という中で徐々に広まっていくのではないかと思います。ただ、今回の場合は、マンションのほうはそんなに数がないという状況です。
委員	実は、私も宅建業協会にずっと所属していて、同業者で、大規模なマンション管理をしている業者と、いろいろと関わりがあります。業者にもいろいろな業者がいますから、例えばお願いするとした場合に、それを受けた会社が従業員に、これちょっと調べて来いというような話になった際に、得て来た情報というのが、どの程度正確なのか。というのは、きちんと委託する側から、こういうものに基づいて、こういった調査をしてくださいということ、ある程度分かりやすく指示を出す必要があると思いました。こういった外部委託をするに当たって、正確な情報を回収するための説明であったりとか、その辺りに何か予定しているものがあれば、教えていただければと思います。
特命事項担当参事	今回初めてでございますので、当然契約書の中の仕様書で、こと細かく指示します。それとはまた別に、今回契約をする会社、法人等を集めて説明会を開催して、やはり個人情報の保護の徹底とか、そういうものを指示していきたいと思っております。
会長	ほかにございますでしょうか。どうぞお待たせしました。
委員	調査員のことについてです。私も 4 回ほどやっているのですが、とても大変なことが 1 つだけあります。オートロック式のマンションで、調査員が 1 軒のお宅に伺って終わったら、また共同のインターホンで、番号を押してから行かなければいけない、という説明が入っているのです。ですから、1 つのマンションに入って、そのお宅にお話をした後、個別のお宅のチャイムを

	<p>押して、「調査員です」という形では駄目なのです。一旦調査を行った後、入り口まで出て、もう一度チャイムを押して、その人が「どうぞ」と言われたら、また入りなさいということで、あれだけはどうかならないかなということなのです。</p>
特命事項担当参事	<p>いろいろな課題を抱えながら、今まで調査員として国勢調査に協力していただき、本当にありがとうございます。オートロックマンションについては、様々なケースがございますので、その辺はまた調査員の方の意見や要望をお聞きしながら、国のほうにも声を上げて、国からマンションなどの業界に要望してもらおうとか、そのような何らかの対応を、これから考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
委員	<p>私は調査の方法などを、余り把握していないのですが、もともと調査員の方々にお願いしていたときは、外部委託という形にはなっていなかったのですか。個人情報扱うというのに、個人情報審議会でどうこうするというお話には、なっていなかったのでしょうか。</p>
特命事項担当参事	<p>基本的に今まで調査員が調査をやっていたわけで、今回はいろいろなプライバシーの問題とか、オートロックマンションのお話も先ほど出ましたが、非常に調査がやりにくいという状況で、そうであれば、それぞれマンションの管理会社の管理人が一括してやるにしても、それは会社として請け負えるということで、委託契約を結んで責任をもってやってもらいます。ただ、ほとんどのマンションは、今回は今までどおり、調査員に個別にやっていただきます。ですから、今後、そういう委託が増えていく可能性はありますが、今回は余りないということです。</p>
委員	<p>ちなみに、マンション、いわゆる特養とか病院ではない通常の共同住宅では、今回は何箇所を想定しているのでしょうか。</p>
特命事項担当参事	<p>先ほど申し上げましたように、マンションといっても1調査区を構成するような世帯数が50世帯、100世帯という大きな所が対象になります。今のところは、マンションとしては2か所ぐらいで、あとは特養、病院といった所です。</p>
会長	<p>基本的なことですが、インターネット回答の場合にセキュリティ対策は、基本的にはどのような考え方でなされているのでしょうか。</p>
特命事項担当参事	<p>全ての世帯に異なるパスワード、IDを配布しますので、セキュリティ対策は万全であると考えます。</p>
会長	<p>確認しておきますが、全所帯にID、パスワードを配布する、杉並区民の各家庭全部にID、パスワードを配るという理解でいいのですか。それは間違いありませんね。</p>
特命事項担当参事	<p>間違いありません。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますでしょうか。</p>
委員	<p>基本的なことでも申し訳ないのですが、今後もほぼこれまでどおり、調査員</p>

	で行うということでしたが、調査員というのはどういった方々がやられているのですか。
特命事項担当参事	今回は2,800人ぐらいの調査員がおり、そのうちの2,600~2,700人ぐらいは町会から推薦してもらっています。それ以外の方は、区でいろいろな統計調査がありますので、何回かお願いしている方々に、今回もまた登録調査員としてお願いしておりますが、圧倒的に町会からの推薦が多いです。
委員	それは有償、無償とか。
特命事項担当参事	報酬をお支払いしてございます。
委員	そうすると人件費の部分での比較というか、委託になるのと従来どおりの町会の方々に報酬でお願いしているというのと、費用的にはどういう見込みになるのですか。
特命事項担当参事	基本的に調査員が会社や法人の職員であっても、今までどおりに町会の推薦の方であっても、費用は変わりません。
委員	今後、委託をする業者や団体が増えていく、ということになると思うのですが、例えばプライバシーマークを取得している団体、会社といった条件は考えているのでしょうか。
特命事項担当参事	私どもも今回が初めてでございます。国勢調査は、基本的には国の法定受託事務でございますので、国の資料などを基に対応を考えていきたいと思えます。
会長	それでは時間も押していますので、恐縮ですが質問を打ち切らせていただきます。この諮問について御意見がありましたら、どうぞ。
委員	<p>諮問10について、先ほど質問の際にもお伝えしましたが、インターネット回線が職員用のパソコン、今回の新しいシステムを使うパソコンに、接続されない方向で検討しているというお話でしたが、検討をしっかりとさせていただいて、インターネット回線に不要な接続をしないシステムにさせていただきたいと思えます。これが意見です。</p> <p>もう1つ、諮問11についてです。今までは調査員の方々が行っていた業務を、株式会社や社会福祉法人などの施設運営をしている団体が、行うこととなったということですが、国で許されたといっても、個人情報を取り扱う団体や会社が増えるというのは、情報漏えいのリスクが高まる大きな要因と考えます。また、プライバシーマークといったものの観点も、今はまだ検討中という段階では、これについては私は賛成できません。以上です。</p>
会長	意見は審議会ですらまとめて答申しますから、意見は会長のほうに、「こういう意見を付けて答申」と言っていただきます。質問は向こう側で、御意見は会長側と、御発言をお願いしたいと思います。
委員	先ほどの共同住宅の件なのですが、基本的に共同住宅というのは管理組合というものが形成されており、民間の管理会社に委託するという、民民の契約があると思えます。恐らく、この契約の中で、いくら国勢調査と言えども、組合員の情報というのは取り扱えないと思うのです。この場合、国勢調査令

	<p>というのが優先されるのかどうかは、分かりかねますが、私も共同住宅の一組員で小さな子供も抱えていますので、こういった事項に関しては、民の個人情報の漏えいを懸念いたします。そこは十分に考えた中で、行政は判断していただきたいと考えております。</p>
委員	<p>会長にお願いいたします。資料1の8ページに「審議会」があるのですが、49ページに同じような形で「審査会」というのがあります。3名で構成されるというものです。こういう会議で時間を使って検討している内容を、審議会ではなく審査会で、ポンと決めてしまわないで、少なくとも審査会の3名の中に、会長は入れていただいて、皆さんの意見をいかしていただくような組織に、任命のことを考えていただけないかというのが1点です。</p> <p>それから、資料1の16ページに「分散管理」というのがあり、分散管理の左上に「独立行政法人」というのが、とても曖昧模糊としている組織なので、一番は先ほど別の委員がお話ししたとおり、漏えいということで考えた場合に、ほかの5つの組織よりすごく甘い組織だと思いますので、そこから絶対に情報が漏れないような方策を、練っていただくよう、諮問していただければ助かります。</p>
会長	<p>正直申し上げて、それはこの議題と少し違う点でございまして、審査会については、今回は委員の改選後初めての審議会ですので、事務局から審査会について、説明していただきたいと思っております。</p>
情報政策課長	<p>審査会は、主に情報公開又は自己情報開示に関して区が行った処分に対し、不服がある場合に申し立てる場です。不服に対して審査する機関で、学識経験者3名で構成されているものでございます。目的が違いますので、別途そういった機関も動いております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>16ページはマイナンバーに関わる問題なので、これも今の課題と少し違いますが、参考にどなたかから説明いただけますか。</p>
情報政策課	<p>こちらの16ページですが、マイナンバー法で、各実施機関が情報をやり取りする図を示したものです。先ほど独立行政法人のお話がありましたが、こちらで示しているのは、以前から独立行政法人が持っていた情報というのは、番号制度が始まった以降も、独立行政法人自身が管理する、ということを示していますので、独立行政法人が、どこかの情報に勝手にアクセスできるようになって、漏らすといった性格のものではないということです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに御意見はございますか。よろしいですか。諮問10のインターネットの接続については、接続しないように、日本年金機構の情報漏えいを参考にして、配慮するということが、団体の委託についても慎重に取り扱っていただくこと、共同住宅の調査の在り方についても、よく配慮していただくという御意見が出ましたが、それ以外には出ておりませんので、本件は諮問どおり承認することにいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。なお、3つ</p>

	の条件を上げましたが、これは会議録等を御確認の上、担当部署で適切に対応していただく、ということにしていきたいと思いますが、よろしいですか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。以上で諮問 10、諮問 11 は決定とさせていただきます。 次に、報告の第 8、諮問 12 から諮問 14 です。事務局から説明をお願いいたします。
諮問第 12 号、諮問第 13 号 報告第 8 号、諮問第 14 号	
情報政策課長	諮問第 12 号、諮問第 13 号について説明する。 報告第 8 号、諮問第 14 号について説明する。
会長	諮問と報告があると混乱しそうですが、質問と御意見を分けて、御発言いただこうと思いますので、御協力をお願いします。御質問がございましたらどうぞ。
委員	こども発達センターが、未就学重症心身障害児の施設を運営するということですが、場所はどちらになるのですか。
障害者施策課長	これはこども発達センターが運営するのではなく、今回社会福祉法人の、三育ライフというところに運営を委託するものです。場所は旧若杉小学校の校舎の跡地を改修し、一部使用する形になっております。
委員	いつ頃から運営が始まるのでしょうか。
障害者施策課長	10 月を予定しています。
会長	ほかに御質問がございましたらどうぞ。
委員	まず、諮問 12、諮問 13 のほうです。今回、地方税ポータルシステム、eLTAX で受け付けられた情報を、総合行政ネットワーク、LGWAN により取得していくとなっております。eLTAX 専用のパソコンを利用して、情報管理を行うということなのですが、このパソコンはインターネット回線に、接続されているのでしょうか。また、総合行政ネットワークというシステムの仕様は、よく分かっていないのですが、これはインターネット回線を使ったシステムなのでしょうか。
課税課長	まず、eLTAX の専用パソコンですが、インターネットに接続していないパソコンを利用しています。パスワード管理も行っておりますし、パスワードは定期的に変更しています。 2 番目につきましては、特別徴収の義務者として、インターネット回線で eLTAX のポータルサイトに、電子データを送付します。このインターネット回線の使用については、それぞれ認証許可と ID、パスワードを使っております。eLTAX のポータルサイトから区役所までの間については、LGWAN 回線で、行政の閉鎖された回線につながっています。
委員	セキュリティ対策の 3 番で、「外部記録媒体へのデータ出力は、上司の許可がなければできないように制御する」となっておりますが、これはどういう

	制御になっているのでしょうか。
課税課長	係長が承認をしないと、職員は勝手にデータ出力はできない、という状況になっております。
委員	システムの的ですか、物理的の的ですか。
課税課長	システムで制御しております。
会長	ほかにございますでしょうか。ないようですね。御意見がございましたらどうぞ。
委員	諮問 14 です。今回、障害を持つ児童のための施設が増えるということは、大変良いことだとは思いますが、最近は何でも外部委託という形になっていて、情報の漏えいというのは、外部委託するごとにリスクは増えていくという意味で、情報漏えいリスクを減らす観点からも、杉並区直営での運営も考えていかなければいけないと思います。そのため、この諮問に対して私は、反対をいたします。
会長	今の御意見は、情報漏えいがないように十分に配慮する、ということですか。
委員	外部委託をすればするほど、情報漏えいのリスクは高まっていくのでという観点からも、ということです。
会長	外部委託はしないように、という御意見ですね。
委員	できる限り外部委託をしないように、という意見です。
会長	ほかにございますでしょうか。ないようですね。御意見はお一人だけですので、本件は区長の諮問どおりに、承認することにいたしたいと存じます。以上で、諮問 14 号まで終了となりました。 次に、一般報告です。説明をお願いします。
一般報告	
区民課長	<p>杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の、一部改正について、報告させていただきます。資料の 30 ページを御覧ください。改正理由は、マイナンバー制度の実施に当たり、平成 25 年 5 月 31 日付けで番号利用法整備法が施行され、住民基本台帳法の一部改正が規定されております。その中では、第 1 に、7 条の住民票の記載事項及び 30 条の 5 の、本人確認の情報に「個人番号」の追加、第 2 に、30 条の 44 の、住民基本台帳カードの交付の削除、第 3 に、30 条の 7 及び 30 条の 9 の地方公共団体情報システム機構による、本人確認情報の保存・提供の 3 点が、本条例に係る改正内容となっております。これら住基法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。</p> <p>条例改正の概要です。第 4 条関係で、区の電子計算機から、電気通信回線を通じて東京都知事に送付する事項に、個人番号をを追加すること。第 4 条及び第 5 条関係で、住民基本台帳カードに係る条項を削除すること、第 6 条関係で、「地方公共団体情報システム機構」を個人情報の不適正利用があった場合の調査対象とすること、の 3 点です。</p> <p>施行の時期は、条例の公布の日から施行することといたしますが、住民基</p>

	<p>本台帳カードに係る規定については、住基法の施行に合わせて平成 28 年 1 月 1 日といたします。最後に今後のスケジュールですが、第三回区議会定例会に、条例改正案を上程する予定としております。</p>
会長	<p>御質問、御意見がございましたらどうぞ。ないようですね。では、報告を受けたということにさせていただきます。</p> <p>次に、特定個人情報保護第三者点検部会の報告に移ります。本件についてですが、平成 27 年度第 1 回の審議会で諮問を受けたものです。諮問第 9 号、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について、部会の報告を受けたいと思います。本件については、杉並区情報公開個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した部会において、審議を行うこととし、7 月 7 日に開催された部会で、審議が終了しております。</p> <p>なお、特定個人情報保護評価では、実施機関の作成した評価書(案)について、第三者点検に先立ち、区民の皆様方から意見聴取を行うこととされていますので、事務局より、まず区民意見聴取の結果の報告を受けた後、第三者点検部会の部会長である新保委員から第三者点検結果の報告を受け、その後に御質問、御意見を承ることにいたします。では、事務局より、まず区民意見聴取の結果の説明をお願いします。</p>
諮問第 9 号	
情報政策課長	<p>後期高齢者医療に関する事務の、特定個人情報保護評価区民意見聴取の結果等について説明する。</p>
会長	<p>続きまして、部会長より、部会での審議結果について説明をお願いします。</p>
部会長	<p>続きまして、私から特定個人情報保護評価書、今回は全項目評価書について、御報告いたします。なお、今回、特定個人情報保護評価書を御覧いただく、最初の方もおられるかと思います。本日は資料 1 の、杉並区情報公開・個人情報保護審議会〔制度概要・関係例規〕の 7 ページ以降に、「番号法に伴う特定個人情報保護評価の実施について」という説明資料を、先ほど御説明いただいたところです。番号法に基づいて、特定個人情報保護評価を実施することについて、私から御報告いたします。</p> <p>今回の特定個人情報保護評価は、後期高齢者医療に関する事務の、全項目評価書となります。全項目の評価書というのは、先ほどの資料 1 の 9 ページに、しきい値判断フロー図という図がありまして、この後、説明いたします「特定個人情報ファイル」と呼ばれるファイルに含まれる、対象人数が何人か、取扱者が何人かということで、しきい値判断を行う仕組みとなっております。その趣旨としては、全ての特定個人情報の取扱いについて、特定個人情報保護評価を実施することが、本来は望ましいのですが、本日の配布資料 4-1 を見ていただいても分かる通り、全項目評価という最も詳細な評価の実施については、大変な労力を伴います。実は今回の資料 4-1 は、通常的全項目評価書の資料よりもかなり薄くなっております。これは、後期高齢者医療に関する事務は、事務の一部分を後期高齢者医療広域連合が担うということもあり、後期高齢者医療広域連合が実施する特定個人情報保護評価は、今</p>

回区が実施する、特定個人情報保護評価書の対象とはなっていないので、この分量になっているわけです。この資料を見ても分かる通り、特定個人情報保護評価の実施については、非常に細かく対応しなければならないことが多いことから、しきい値判断として、対象人数が30万人以上かどうかとし、その場合には全項目評価を実施し、10万人以上30万人未満の場合においても、特定個人情報ファイルを取り扱う者の数が、500人以上の場合には全項目評価を実施するとなっています。

資料4-1に基づいて御説明いたします。2ページに、評価書の内容について、目次があります。評価書の構成は6つの項目から構成され、この6つの項目に沿って御説明します。

1つ目の基本情報は、3ページです。今回、対象とした「特定個人情報ファイル」と呼ばれるものについての事務は、後期高齢者医療に関する事務となっております。後期高齢者医療というものは、高齢者の医療の確保に関する法律、通称高齢者医療確保法に基づいて行われる事務です。この制度は、75歳以上の高齢者等を対象とした制度、となっております。都道府県ごとに設置される、後期高齢者医療広域連合が保険者となって、区、市町村と連携して、事務を分担しながら運営を行うこと、となっています。なお、この広域連合については、特別地方公共団体と呼ばれるもので、杉並区も特別区ですが、同様に広域連合についても、特別地方公共団体として設置されているものです。

この後期高齢者医療に関する事務について、今回は3つの事務の内容があります。1つ目は被保険者資格に関する事務、2つ目は療養費等の給付に関する事務、3つ目は保険料に関する事務となっています。

これらの事務を処理するために、5ページを見ますとシステムが3つあります。システムの1つ目は後期高齢者医療システム、2つ目は住民登録外者等記録システム、3つ目は後期高齢者医療広域連合電算処理システムで、これは標準システムと呼ばれるものです。今回標準システムについては、後期高齢者広域連合側で、リスクを評価することになっています。

このあとの資料については、7ページ以降に後期高齢者医療に関する事務の、関係システム概念図があります。こちらは事前に配布しておりますので、御覧いただいていることと思いますので、省略いたします。

今回区が評価を実施する対象の、特定個人情報ファイルは、後期高齢者医療ファイルと、住民登録外者等の記録ファイルの2つとなっています。1つ目のファイルは、34ページの後期高齢者医療ファイルです。このシステム用ファイルが、このようなファイルであるという概要が、記されています。それぞれのファイルについて、具体的にどのような形でこの情報が取得され、記録されて取り扱われているのかということが、各項目に記されております。こちらについても、各項目についての説明はいたしません。45ページまでが、1つ目の特定個人情報ファイルの、概要です。2つ目の特定個人情報ファイルが、住民登録外者等記録ファイルとなり、記載は46ページからとなります。

	<p>46 ページからのファイルについても、1つ目のファイルと同様、それぞれの項目があり、これらの項目について、55 ページまで記載されています。</p> <p>評価項目の3点目は、56 ページからとなります。こちらはただいま御紹介しました、特定個人情報ファイルの取扱いについて、どのようなリスク対策が講じられているかについての、記述がなされております。先ほど登場した後期高齢者医療ファイルと、住登外者等記録ファイルについて、それぞれのリスク対策が示されております。</p> <p>具体的には、56 ページは特定個人情報の入手に係るリスク、58 ページはその使用についてのリスク、60 ページからはその取扱いの委託に関するリスク、62 ページからは提供、移転についてのリスク、64 ページは情報提供ネットワークシステムとの接続、65 ページが特定個人情報の保管・消去となっております。これらがそれぞれの取扱いに係る、リスクの評価項目の内容です。</p> <p>次に67 ページからは「IVその他のリスク対策」の記載があり、その主な項目は2つで、監査と教育啓発です。なお、「IV 3. その他のリスク対策」については、別途広域連合側で評価を行うとなっておりますので、「IV その他のリスク対策」としては、監査と従業員に対する教育啓発が、確認を行う内容となります。68 ページは開示請求と問合せに関する手続、最後に69 ページは評価の実施手続となっております。</p> <p>以上を踏まえて今回の、後期高齢者医療に関する事務の、特定個人情報保護評価全項目の評価については、それぞれの評価項目について適切な対策が講じられていることを確認しましたので、後期高齢者医療に関する事務についての全項目評価書、評価の内容は妥当であることを御報告いたします。</p>
会長	資料4-6についてはよろしいですか。
部会長	<p>失礼いたしました。以上の資料4-1に基づいて、最終的に適合性、妥当性の審査結果について文書をまとめてあります。こちらが資料4-6となります。</p> <p>資料4-6ですが、ただいま御説明しました、番号法に基づく特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について審査をした、というのが3ページの部分です。これを受けて総評として4ページを見ますと、今回後期高齢者医療に関する事務の点検を行い、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査を行った、となっております。こちらの当該事務については、高齢者医療各法に基づく取扱いであることから、法が定める範囲内で取り扱われるものとなっております。したがって、当該事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシーに関する権利利益に影響を及ぼすことは、可能性としては低いものです。</p> <p>一方で、その取扱いに係るデータの量が非常に多いことから、漏えい、その他のリスクが発生する可能性があることに鑑み、杉並区における特定個人情報保護評価について、リスクの適切な認識に基づく評価・分析を行った結果、この取扱いについては、特定個人情報保護評価の基準に照らして妥当であると判断しました。</p> <p>なお、それぞれ適合性の内容、妥当性の内容については、5ページの適合</p>

	<p>性、妥当性の内容に、個別の項目について問題は認められない各評価項目については、それ以降のページにそれぞれ記されておりますので、併せて御確認をお願いします。以上で特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果も含めて御報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、御質問を頂戴したいと思いますが、いかがですか。</p>
委員	<p>改めて資料作成、本当にお疲れさまです。前回、前々回も確認をさせていただいたのですが、改めて第三者点検は、行政側が自己評価を行ったものを、この審議会の部会の皆さんで、また改めて評価しましたというやり方なのか、まずこの部分を確認させてください。</p>
会長	<p>第三者点検の意味を、説明してくださいということですね。</p>
部会長	<p>ご質問の内容については、先ほどの資料 1 の、7 ページに特定個人情報保護評価の、実施の詳細について説明があります。こちらのそもそもの仕組みとしては、特定個人情報の取扱いについて、番号法に基づいて、この番号を取り扱う者が、自ら適切な取扱いが行われているか、ということを経前に評価するという仕組みです。</p> <p>しかし、この評価については、自らがその評価を行うということで、評価書を作成しますが、その評価書の内容が妥当かどうかについては、適合性・妥当性の審査を、第三者の目で確認することが必要であると考えられます。</p> <p>その理由としては、第三者がその評価の内容が適切なものかどうかを、確認することが不可欠なためです。そのような背景からこの評価書の内容については、第三者の点検部会だけではなく、区民意見として、区民の意見も聴取をするということで、第三者が確認することができるような手続となっております。</p> <p>以上が第三者点検の仕組みとなっておりますので、区が実施した自主的な取組の内容であっても、結果的にはその内容が適切か、妥当かについては、第三者が確認するという手続になっていきます。</p>
委員	<p>御説明ありがとうございます。その辺の評価が妥当かどうかと判断するのは、個人個人で違いがあると思います。例えば資料 4 の 62 ページの、特定個人情報の提供・移転の項目で、リスク 2 番目の「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」という中に、私が読んでみると、例えば外部記録装置(USB)などに個人情報を出力して、情報を漏えいしてしまうということが、こちらでは書かれていないのですが、その辺はどのように評価されたのでしょうか。</p>
部会長	<p>評価項目の内容につきましては、それぞれ具体的にどのような形でセキュリティ対策などが講じられているか、区側が実施している手続を、この評価書に記していただくことになっております。現在実施されている手続については、こちらの評価書の内容として、記述がなされております。それ以外に想定されないリスクなどについては、この評価書では特に明記をする形にはなっておりません。したがって、現在、手続が定められているものについて、具体的にリスク対策が実施されているかどうか、この評価書の内容での記述項目となっております。</p>

委員	ということは、行政側が想定できていないリスクについては、評価ができていないということで、このやり方は不十分なものだと思います。
会長	ほかにいかがですか。
委員	48 ページの「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の記載ですが、下から3行目に「再委託する」とあって、この部分だけ再委託の許諾方法として「許諾している」と記されているのです。この部分だけは許諾していると理解してよろしいのでしょうか。他のファイルのこの部分は「許諾する」と記載されているので、このファイルだけは、既に許諾していて、再委託をしているという認識で良いのか、まずはお聞かせいただきたいと思います。
部会長	これは区側の契約の状況ですので、区から回答願います。
会長	では、区から回答してください。
情報政策課	申し訳ございません。表現の違いがございしますが、内容については「再委託する」も「再委託している」も違いはございません。 全て「許諾をする」という表現が妥当です。これは、評価書はアセスメントであって、個人番号を、保有した状態を想定して、記載するものとなっております。ですから、全て「する」という表現で語尾をまとめさせていただいております。記載の統一の漏れであり、大変申し訳ございません。修正させていただきます。
会長	ちょっと待ってください。申し訳ありませんというのは、どういう意味ですか。
情報政策課	許諾しているという表現と、許諾するという表現が混在しておりましたので、そちらの表現を統一させていただきますという回答です。
委員	ということは、全てこれは再委託していない、と理解してよろしいのでしょうか。
情報政策課	7の再委託の有無の場所で、再委託するとなっているものにつきましては、再委託を予定しているもの、若しくは現在も契約しておりまして、再委託を行っているものです。
会長	ほかにありますか。
委員	後期高齢者の医療に関する事務の評価ですが、後期高齢者を選んだ理由は、どういうところにあるのですか。
情報政策課	今回は、後期高齢者医療の事務を、御審議いただいているということです。これまでも順番に、事務の点検を行っていただきました。今までも、資料1の8ページの、3に「第三者点検完了済みの特定個人情報保護評価書」とあり、平成26年に住民基本台帳に関する事務、地方税に関する事務、今年度第1回の審議会で国民健康保険等4事務を、今日と同様に審議を行っていただいております。以上です。
会長	ほかに御質問はありますか。御意見はありますか。先ほど不十分だという御意見がありましたが、それは御意見として頂いておいていいのですね。
委員	はい。

会長	ほかにありませんか。それでは、お一人だけ不十分だということですので、本件については、部会長報告のとおり承認することにしたと存じます。
	(異議なし)
会長	部会長、ありがとうございました。それでは、次に諮問事項についての答申です。
	(答申案文配布)
会長	答申案文をお手元にお配りいたしました。議事進行の関係で1件ずつ結論を出してきておりました。それをまとめたものです。これでよろしければ区長に答申してまいりたいと思います。
	(答申文手交)
情報・法務担当部長	ありがとうございました。
会長	本日の議題は以上ですか。
情報政策課長	以上です。
会長	事務局から何かありますか。
情報政策課長	次回の審議会の日程ですが、10月頃と申し上げましたが、次回の審議会は平成27年11月6日金曜日の、午前10時からを予定しています。場所は、区役所中棟6階、第4会議室です。よろしく願いいたします。今の時点では11月6日で決定させていただきますが、もし必要があれば再調整をして御連絡いたします。
会長	再調整もあり得るということですね。
情報政策課長	区議会事務局とも調整いたしまして、必要があれば調整いたします。
会長	それでは、新委員として第1回目で、慣れなかったところもあったと思いますが、御協力いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第2回情報公開・個人情報審議会を終了させていただきます。